

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成17年3月31日京都市条例第114号）（理財局税務部主税課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成19年3月31日まで延長することとします。

（附則第19条の3関係）

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 外国の政府が所有する大使館等の施設の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置が講じられたことに伴い、当該措置の適用を受けることとなる時、及び当該措置の適用を受けなくなるときは、その旨を市長に申告しなければならないこととします。（第57条関係）

(2) 一定の被災住宅用地について、震災等に基づく避難指示等の期間が翌年に及ぶときは、被災年度の翌年度から避難指示等の解除後3年度分までの固定資産税及び都市計画税に限り、住宅用地とみなして課税をする特例措置が講じられたことに伴い、当該特例措置の適用を受けようとするときは、その旨を市長に申告しなければならないこととします。（第59条関係）

3 特別土地保有税

(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、次の措置を講じることとします。

ア 適用期限を延長することとします。（附則第17条の4及び第17条の4の2関係）

イ 事業計画を変更した者が再び徴収猶予の理由の変更の申出をした場合にお

いて、その変更により、徴収猶予を受けている土地を非課税土地等として使用し、若しくは使用させ、又は特例譲渡をする予定であって、一定期間内に当該土地の所有者等による非課税土地等に係る事業が完成した場合には、当該土地の所有者等に係る納税義務を免除することとします。（附則第17条の4の3関係）

- (2) 特例譲渡に係る一定の土地の納税義務の免除の要件を譲渡をするための公募があったこととすることとします。（附則第17条の4の4関係）

4 その他

その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第114号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第57条中「第8項」を「第9項」に改める。

第59条第3項本文中「翌々年度」の右に「（同項前段に規定する避難の指示等（以下この条において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同項前段に規定する避難等解除日（以下この条において「避難等解除日」という。）の属する年が同項前段に規定する被災年（以下この条において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を加え、同条第4項中「翌々年度分」の右に「（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）」を加える。

附則第14条の3中「において読み替えて準用する法附則第18条の3」を削る。

附則第17条の2の2後段中「第17条の2」を「第17条の2の2」に改める。

附則第17条の4第1項中「及び次項並びに次条第1項」を「、次項、次条第1項及び附則第17条の4の3第1項」に、「平成17年3月31日までの期間（当該期間内に免除期間の末日があるときは、平成13年4月1日から当該免除期間の末日までの期間）」を「免除期間の末日までの期間」に改める。

附則第17条の4の2第1項中「この項において「免除期間」」を「この項及び次

条第1項において「免除期間」に、「平成17年3月31日までの期間（当該期間内に免除期間の末日があるときは、平成13年4月1日から当該免除期間の末日までの期間）」を「免除期間の末日までの期間」に、「この項において「非課税土地」」を「この項及び次条第1項において「非課税土地」」に、「この項において「特例譲渡」」を「この項及び次条第1項において「特例譲渡」」に、「この項において「免除土地」」を「この項及び次条第1項において「免除土地」」に改める。

附則第17条の4の2の次に次の2条を加える。

第17条の4の3 法附則第31条の3の4第1項に規定する予定期間（以下この項において「予定期間」という。）が定められている土地の所有者等が、平成17年4月1日から予定期間の末日までの期間内に、同条第1項に規定する申出をし、かつ、当該申出に係る土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について特例譲渡をする予定であること又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市長の認定を受け、同項に規定する変更後予定期間（以下この項において「変更後予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（免除期間、予定期間又は変更後予定期間に係るものに限る。）に係る納税義務を免除するものとする。

2 法附則第31条の3の4第2項本文、同条第4項前段又は第5項前段の規定により徴収を猶予した税額に係る第9条第1項各号列記以外の部分及び第6号の規定の適用については、これらの規定中「法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び法第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、法第603条第3項又は法第603条の2第5項」とあるのは、「法

附則第31条の3の4第2項本文、第4項前段又は第5項前段」とする。

第17条の4の4 平成17年4月1日以後における法第602条第1項第1号ニに掲げる土地の譲渡に係る第140条の規定の適用については、同条中「当該土地の譲渡をし」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募をし」と、「当該土地の譲渡があったこと」とあるのは、「当該土地の譲渡をするための公募があったこと」とする。

附則第19条の3第6項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成17年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成16年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(理財局税務部主税課)